

所 属	健康福祉環境部医療整備課		
担当(係)名	医療整備係	内 線	2535

(款)4衛生費	(項)1医務費	(目)(4)医療整備対策費
(明細書事業名) 救急医療対策費・災害医療対策費 救急医療体制整備事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

460,583

2 当初予算(決定)額(千円)

460,466

(前年度459,344)

【財源内訳】

国 庫

144,918

その他

12,404

一般財源

303,144

3 事業概要

救急医療については、昭和39年に制度化され、救急隊により搬送される患者を受け入れる救急告示医療施設と、昭和52年から進めてきた初期、第二次、第三次の救急医療施設の整備及び救急医療活動を支援する救急医療情報システムの運営からなる体制によりその確保を行ってきた。なお、救急医療情報システムは、平成13年に災害時に迅速かつ的確な救援・支援を行うため、広域災害・救急医療情報システムに更新し、再構築した。

4 施策の効果

救急患者に最初に応急措置や治療を行う初期救急医療体制、手術や入院治療を必要とする重症救急患者の医療に対応する第二次救急医療体制、脳卒中・心筋梗塞・頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療に対応する第三次救急医療体制を体系的に整備するとともに、地域の医療機関を支援するための災害拠点病院を整備することにより、救急及び災害時の医療の確保等が図られる。

5 要求の内容

初期救急医療体制の整備

(1)在宅当番医制運営費(102,489千円)

休日又は夜間における救急医療を確保するため、在宅当番医制に対して助成。

(2)休日歯科診療所運営費(2,098千円)

休日における歯科診療を確保するため、休日歯科診療所の運営に対して助成。

【補助率 国1/3、県2/3】

(3)心身障害者歯科診療所運営費(6,960千円)

心身障害者の歯科診療を確保するため、心身障害者歯科診療所の運営及び歯科衛生士確保対策に対して助成。

第二次救急医療体制の整備

(1)病院群輪番制病院運営費(123,547千円)

休日又は夜間における救急医療を確保するため、病院群輪番制病院の運営に対して助成。【補助率 国1/3、県1/3】

(2)救急後方病院ベッド確保対策費(748千円)

休日における救急患者専用ベッドの確保に対して助成。

第三次救急医療体制の整備

- (1)救命救急センター運営費(105,786千円)
重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの運営に対して助成。
【補助率 国1/3、県1/3】

広域災害・救急医療情報システムの運営

- (1)広域災害・救急医療情報システム運営費(117,079千円)
通常時は、症状に応じた医療機関に案内・転送し、救急患者の医療を確保するための「救急医療情報システム」、災害時には迅速かつ的確な救援・支援を行い、災害医療活動をサポートするための「広域災害・救急医療情報システム」をコンピューターシステムにより運営。

メディカルコントロール体制の整備

- (1)メディカルコントロール協議会費(1,876千円)
県及び地域に協議会を設置し、消防関係者と医療関係者の定期的な連絡調整及び業務実施のマニュアルの策定等の協議・調整を行い病院前救護における医療の質の確保。

6 用語の解説

・在宅当番医制

地域の開業医が当番制で外来救急診療を行う体制。

・病院群輪番制

地域内の病院が輪番により、入院治療を必要とする重症救急患者の診療を行う体制。

・メディカルコントロール(病院前救護における医療の質の確保)

救急現場から医療機関へ搬送させるまでの間に、救急救命士等に医行為の実施が委ねられる場合、医行為を医師が指示又は指導・助言並びに検証してそれらの医行為の質を保障すること。

7 決定内容

決定額 460,466千円

初期救急医療体制

- (1)在宅当番医制運営費 102,489千円
(2)休日歯科診療所運営費 2,098千円
(3)心身障害者歯科診療所運営費 6,919千円

第二次救急医療体制

- (1)病院群輪番制病院運営費 123,547千円
(2)救急後方病院ベッド確保対策費 748千円

第三次救急医療体制

救命救急センター運営費 105,786千円

広域災害・救急医療情報システム運営費 117,079千円

メディカルコントロール協議会費 1,800千円